平成２１年（フ）第４１９号
徳島県鳴門市大麻町大谷字道の上39番地３
債務者　古林　英勇
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２２号
徳島県鳴門市鳴門町高島字中島518番地―105号
債務者　米田　岳史
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２３号
青森市大字小橋字千鳥１番地
債務者　矢野　英子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
青森市大字大野字金沢３番地10
債務者　髙木　幹夫
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１５号
神戸市兵庫区浜崎通５番24―303号、従前の住所神戸市西区糀台４丁目16番地の１
債務者　河本加代子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１２９号
神戸市垂水区名谷町字北野1936番地の６中西マンション301号
債務者　大西　孝治
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３２号
神戸市北区甲栄台２丁目１番12―16号
債務者　横田奈々こと　昔　　七順
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６２号
神戸市中央区東雲通３丁目５番２号　中西マンション408号
債務者　杉山茂こと　權　　五成
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７９号
兵庫県三木市本町２丁目９番40号
債務者　岩崎　常子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９６号
神戸市長田区大橋町４丁目１番10―211号
債務者　新田　華生
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１２号
神戸市北区西大池１丁目５番１―306号
債務者　井ノ上政司
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２７号
神戸市長田区上池田５丁目４番16号佐野ビル池田荘205号、前住所兵庫県丹波市山南町小野尻1243番地１
債務者　廣澤　秀昭
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９２号
神戸市北区鈴蘭台南町３―10―16―101、住民票上の住所神戸市北区緑町３丁目２番15号
債務者　島末　正巳
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０３号
神戸市中央区熊内町１丁目４番２―602号
債務者　西村　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３０号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ４棟305号
債務者　西脇　雄生
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３７号
神戸市東灘区住吉山手８丁目20番14号赤塚山ハイム101号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手８丁目13番25―105号
債務者　伏原　康代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４４号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番26―201号、従前の住所兵庫県三田市天神２丁目２番１―501号
債務者　田川　雅文
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３４９号
神戸市兵庫区下沢通６丁目１番29―303号
債務者　安部　憲夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部